

[事案 28-254] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

うつ病により入院したことを理由に、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 10 月に契約した各医療保険（入院給付金支払限度日数 60 日型と 120 日型の 2 契約）にもとづき、以下の理由により、疾病入院給付金を支払ってほしい。

- (1) うつ病を原因として、平成 27 年から平成 28 年にかけて 4 か月間超入院した。
- (2) 入院期間中の外泊は、リハビリの一環として医師の許可のもと行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の入院は約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）とは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には、入院当初から日常生活動作に制限がなかった。入院期間中の治療内容は専ら投薬であり、外来で可能なものであった。また、週 1 回のカウンセリングを受けていたが、これも通院で可能なものであった。
- (2) 申立人は、入院期間中、ほぼ毎日外出していた。また、計十数回の外泊を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、疾病入院給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。